

別府夏季大学の現職教育機能に関する一考察

松本，裕司
九州大学大学院博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/3674>

出版情報：飛梅論集．4，pp.95-110，2004-03-22．九州大学大学院人間環境学府発達・社会システム専攻
教育学コース
バージョン：
権利関係：

別府夏季大学の現職教育機能に関する一考察

松 本 裕 司*

はじめに

第一次世界大戦により欧米列強との国力の較差を認識させられたわが国では、国力充実の一環として国民文化向上の機運が急速に高まるとともに、大戦景気により社会の大衆化現象がすすみ、より積極的な社会教育施策が求められるようになった。夏期大学はそのような時代風潮のなか、欧米の例にならい生み出された社会教育施設であり、1925（大正14）年には全国で百ヶ所もあったといわれる⁽¹⁾。なかでも、1917（大正6）年創設の「信濃木崎夏期大学」（以下、木崎夏期大学と略称する）は、その嚆矢としてもっとも著名である。後藤新平の「通俗大学会」と北安曇郡教育会、郡役所などにより設立された「信濃通俗大学会」が主催し、当初事務所は郡役所内に置かれ郡長を事務所長としたが、1926（大正15）年よりは郡教育会内に移され、郡教育会長を事務所長とした⁽²⁾。発足時の1917年から、確認できる1975（昭和50）年までの聴講者数は33000余名、内訳が明らかな1919（大正8）年から1935（昭和10）年の17年間で、小学校教員は約89%を占めた⁽³⁾。

「別府夏季大学会」（以下、別府大学会と略称する）は、1920（大正9）年、一般民衆に、より高度で系統的な学習の機会を与える社会教育講座として創設され、1942（昭和17）年まで存続した西日本有数の夏期大学であった。現在確認できる発足時から1935年までの聴講者総数は約7600人にのぼり、首都より僻遠の地にありながら、著名講師を招聘するなど、木崎夏期大学に準ずる規模と実績を有した。事務所は第2回から県教育会内に置かれ、年度毎の実施計画や報告も県教育会総会や役員会の場で行われるなど、県教育会が主体的に運営に関与した⁽⁴⁾。

夏期大学の実態については、木崎夏期大学や「峡中夏期大学」など一部を除いてはほとんど明らかにされていない⁽⁵⁾。その要因には、夏期大学研究が1980年代以降進展したことに加え、全国に点在し常設機関でないため、実態把握が困難なこと、などが考えられる。先行研究のなかでは、聴講者の大半を小学校教員が占めた事実や「もともと教育会の夏期講習から発足し、文検（文部省中等教員検定）受験に資するようにと配慮された」などの理由により、宮坂広作氏が木崎夏期大学を「現職教育機関だった」⁽⁶⁾と指摘していたことが注目できる。それは、夏期大学の性格や特徴の一端を明らかにするとともに、社会教育施設である夏期大学が、主として学校教育に関わる現職研修の一端を担ったことを解明する意義をもつ。木崎夏期大学の設立に北安曇郡教育会が関わっていたよ

*九州大学大学院博士後期課程2年

うに、全国の夏期大学の運営には地方教育会が関与していた事実が多数みられ、宮坂氏の論点は木崎夏期大学にとどまらない可能性を有していると考えられる。また、従前の教員現職研修史研究⁷⁾においては、師範学校教員講習科や公私設の教員講習会、校内研究会など、学校教育機関やその関連団体が教員に対して行う研修が主たる対象とされ、それ以外の施設や教員のみを対象としないで行う研修などとの関わりはほとんど問われなかった。企業等における教員研修が実施される現在、戦前の教員研修のトータルな検証が求められていると思われる。

本稿は、多様な実態を有する夏期大学の特徴や性格を明らかにする一環として、別府大学会開設過程における教員講習会的側面、聴講者資格と聴講目的、講座内容の特徴などを検討することにより、その現職教育機能について考察することを目的とする。

1. 開設過程の特徴と背景

別府大学会開設の過程において注目できることは、それが大分県教育会の夏期講習会と「合同」して開設されたことである。大分県師範学校出身で教育学術界主幹の尼子止が参加した1920（大正9）年3月の県教育会幹事会では、「本年ハ在京県教育関係者ノ発起ニ係ル別府夏季講習大学会創設ニ付本会モ共ニ合同シテ講習会開催ノコトニ略決定ス」とされ、開設直前の県教育会第17回代議員会（1920年6月）においても、「夏季講習会ノ講師ハ決定セシカ」という問に対し、「新聞ニ記載アリタル通りニテ今年ハ夏季大学会ト合同シテ開設ス」⁸⁾と答えている。開設後も、「別府夏季大学会講習会」という表記例⁹⁾がみえ、別府大学会は既存の県教育会夏期講習会としての側面を有していたとみることができる。

別府大学会開設以前の夏期講習会をみると、1918（大正7）年のそれは、8月2日から一週間行われ、講師と学科は吉田熊次（文学博士）「国民道徳ニ就テ」、宮地直一（内務省神社局）「日本文明史」であった。¹⁰⁾翌1919（大正8）年は、8月17日より一週間、筧克彦（東京帝大教授）「立国の大義」、堀七蔵（東京女高師教諭）「理科」の講座が開かれた。¹¹⁾これをみる限り、講師は東京より招聘し、講演も1週間に及び、聴講者も300名以上にのぼるなど、夏期講習会は一定の規模とレベルを有するものであったことがわかる。したがって、別府大学会との「合同」は比較的容易であったと思われるが、なぜそのような「合同」が必要であったのであろうか。

1917（大正6）年、第一次大戦後の教育改革策定のために、臨時教育会議が設置された。そこでは、小学教育から高等普通教育、大学教育、専門教育、師範教育など、教育全般に関わる見直しと答申が行われた。通俗教育においても、その改善の要点と方法を求める諮問に対し、10項目の答申がなされた。そのうち、通俗講演会の改良に関わり、次のような答申がなされた。

「通俗講演会ハ従来当局者ニ於テ最モ之カ奨励ニカメ地方教育会等ノ活動ヲ促シタルヲ以テ漸次各地方ニ普及セリト雖其ノ方法内容等ニ於テ尚適切ヲ欠キ改良ヲ要スヘキモノ少カラサルカ如シ又各種学校教員教授等ノ講演モ亦近時追々発達ノ運ニ向ヘリト雖未タ系統的講演ノ開始ヲ見ルニ至ラス故ニ将来通俗講演会ノ内容ヲ改良シ一層適切ナラシムルト共ニ益々之カ普及発達ヲ図リ且漸次系統的講演会開催ノ施設ヲ奨励スルノ要アリト認ム」¹²⁾

「方法内容等」については「寄席ト殆ト異ナル所ガナイ」実態改良のため、「題目ト講師先生ナド」への注意がうながされた。⁽¹³⁾「系統的講演会」が何を意味するか明確ではないが、たとえば「専門的ノ熟語ニマデ系統ヲ立ッテ数回若クハ十数回ニ亘ッテ纏マツタ教育ヲ与ヘルト云フヤウナ講演」⁽¹⁴⁾を意味していると推測できる。1914（大正3）年頃の大分県は、通俗講演会実施の「注目に値する数県」⁽¹⁵⁾の一つに挙げられ、全国的にも評価される講演が行われていたが、一方では筑前琵琶の「餘興」⁽¹⁶⁾がおこなわれるなど、臨時教育会議の指摘と類似した実態もあり、その改革の必要があったものと考えられる。

また、小学校教員「改良」の一方策として、教員講習会の改革も求められた。「地方ニ依リテハ往々何等ノ系統組織ナク所説ノ新奇ヲ見レハ之ヲ喜ヒ直ニ採テ以テ之ヲ教授上ニ試ミント」するような弊風と「教員ヲシテ動モスレハ空論ヲ尚ヒ口舌ヲ弄スル傾向」を指摘した上で、「講師ノ選択ヲ慎ミ又講習ヲシテ実際教育上有益ノ組織タラシムル等一層適切有効ノモノタラシム」⁽¹⁷⁾ことが提起された。これは様々の社会思想や教育思想、教育方法などへの安易な迎合を戒め、とくに講師の選択に注意し、有効な講習となることを求めたものである。

大分県では、1918年の県教育会第15回代議員会において、一代議員から、「夏季講習会の講師として単に洋行帰りの人又は気焰を挙ぐる風にあらずして確然たる要目を立て本会事業として適切有効なる講習を行はれたし」⁽¹⁸⁾というような講習会批判が出ていた。また、中等教育においても、「何れの県に於ても中等程度の学校教師に対して、毎年講習会を開催して居る。開催する趣旨は大賛成であるが、果して其効果が揚がつて居るか。」と指摘したうえで、「講習の学科の講師の選定に於ては果して何人が其□権を握つて居るのであるか。唯漠然とした講習会ならば之を開かないが良い、去年は□□の講習であつたから、本年は国語、漢文の順である位の所であるらしい。」⁽¹⁹⁾というような講習会批判があった。このような初等、中等教育における教員講習会批判がどこまで共通認識となっていたかは不明であるが、教員講習会の講習効果という点において批判が出ていたことは事実である。

以上のような教育改革の動きとともに、民間においても社会教育拡充の動きがあった。その中心が、後藤新平らの通俗大学の活動である。1913（大正2）年、第三次桂太郎内閣の総辞職後一時下野した後藤は、政友会と藩閥勢力の間で、独自の教化、啓蒙活動によって国民教育の実現をはかった。通俗大学は西洋の大学拡張運動などを参考にして、「学俗接近」つまり学問の大衆化、民衆の教育レベルの向上を企図し、通俗大学文庫の発刊と講演会の開設を主たる活動とした。⁽²⁰⁾通俗大学の関与により、木崎夏期大学や「軽井沢夏期大学」などの夏期大学が次々に生まれた。それに対し、別府大学は通俗大学が直接関与したのではなく、尼子止（大日本学術協会主幹）ら在京の大分県出身者や県視学官横尾惣三郎らにより官民一体の組織として設立されたところに特徴があった。⁽²¹⁾しかし、開会式において上原鹿造（弁護士）が、

「夏期大学ナルモノハ、外国ニ於テハ夙ニ開設サレテ居ルガ、我カ国ニ於テハ東京軽井沢、信州ニ大学会ガ在ル程ニシテ、今回本県ノ夏期大学会ハ此等大学会ニ準拠シタルモノトハイヘ、他府県ニ卒先シテ本日発会式ヲ挙クルヲ得タルハ、主催者トシテ誠ニ欣喜ニ

堪へサル所デアル。」⁽²²⁾

と発言しているように、全国的な夏期大学設立の動きに対応したものであった。

このように、通俗講演会や教員講習会改革の教育政策と民間における社会教育拡充の動きの中、先行の木崎夏期大学等を参考にし、県教育会夏期講習会と「合同」して組織された社会教育施設が、別府大学会であったと考えられる。

2. 聴講者資格と聴講目的

(1) 聴講者資格と聴講実態

別府大学会案内書にみられる聴講者資格欄の推移はく表1>の通りである。

<表1> 別府夏季大学会聴講者資格・聴講料 (1920~1942年)

年度	聴講者資格	聴講者資格
1920	資格を制限せず	一期間 2 円、二期間 3 円、三期間 4 円
1921	資格に制限なし	一期間 3 円、二期間 4 円
1922	資格ニ制限ナシ	但シ大分県教育会員に限り何れも半額とす 一期間 3 円、二期間 4 円
1923	(記載なし)	但シ大分県教育会員ニ限り何レモ半額トス 一期間 3 円、二期間 4 円
1924	教育者及関係者	但シ大分県教育会員ニ限り何レモ半額トス 一期間 3 円、二期間 4 円
1925	学校教員、視学、教育事務担当官公吏に限る	但シ大分県教育会員ニ限り何レモ半額トス 3 円
1926	学校教員、視学、教育事務担当官公吏に限る	3 円
1927	(記載なし)	3 円
1928	学校教員、視学、学務委員に限る (一般聴講者には汽車賃割引の特典あり)	3 円、大分県教育会会員は半額
1929	一般の聴講を歓迎す但シ学校教員、視学、 学務委員に限り汽車賃割引の特典あり	2 円 (但シ大分県教育会員に限り半額)
1930	一般ノ聴講ヲ歓迎ス但シ学校教員、視学、 学務委員ニ限り汽車賃五割引ノ特典アリ	3 円 (但シ大分県教育会員ニ限り半額トス)
1931	一般ノ聴講ヲ歓迎ス但シ学校教員、視学、 学務委員ニ限り汽車賃五割引ノ特典アリ	2 円 但シ大分県教育会員ニ限り半額トス
1932	学校教員、視学、学務委員等其ノ他	2 円 但シ大分県教育会員ニ限り半額トス
1933	学校教員、視学、学務委員等其ノ他	2 円 但シ大分県教育会員ニ限り 1 円トス
1934	学校教員、視学、学務委員等其ノ他	2 円 但シ大分県教育会員ニ限り 1 円トス
1935	学校教員、視学、教育会役員、学務委員等 其ノ他	2 円 但シ大分県教育会員ニ限り 1 円トス
1936	学校教員、視学、教育会役員、学務委員等 其ノ他	2 円 但シ大分県教育会員ニ限り 1 円トス
1937	学校教員、視学、教育会役員、学務委員等 其ノ他	2 円 但シ大分県教育会員ニ限り 1 円トス
1938	学校教員、視学、教育会役員、学務委員等 其ノ他	2 円 但シ大分県教育会員ニ限り 1 円トス
1939	学校教員、視学、教育会役員、学務委員等 其ノ他	2 円 但シ大分県教育会員ニ限り 1 円トス
1940	(不明)	(不明)
1941	"	"
1942	"	"

注 1. 『大分県教育雑誌』『大分県教育』『教育週報』などにより作成。
2. 第二回以降、聴講資格を有する者は汽車賃は五割引となっている。

ここからは、次の5種の資格が確認できる。

- ①資格制限なし — 1920(大正9)～1922(大正11)年
- ②学校教員等に限定 — 1924(大正13)～26(大正15)年、1928(昭和3)年
- ③一般聴講「歓迎」 — 1929(昭和4)～1931(昭和6)年
- ④学校教員等及びその他 — 1932(昭和7)～1939(昭和14)年
- ⑤資格記載なし — 1923(大正12)年、1927(昭和2)年

①③は、一般の参加を認めていると解釈できる。①は、社会教育講座としての発足期であり、一般参加は当然であった。③における一般聴講「歓迎」の主因は、聴講者の減少回復にあったものと推測できる。1930(昭和5)年の県教育会総会では、「終ニ夏季大学聴講者ガ年々減少スル傾向アリ、増加スル様反省アリタシ⁽²³⁾」という意見が出された。とくに、1929年の第10回は、講師を倍加し、女性講師を加え、講座内容も婦人に適したものにして聴講者の拡大を目指したが、参加者の減少に歯止めをかけることはできなかった。⑤はなぜ記載がないのか、わからない。ただし、1923年は県教育会会員には聴講料が半額とされていることから推測すれば、一般聴講を認めていると考えられる。1927年は半額規定がないため、前年同様学校教員等に限定されているとも推測できるが、不明である。

①③のように一般聴講が認められている年に対し、学校教員等に限定しているのが②である。②のうち、1924年は、なぜ対象を「教育者及関係者」としたのか、明確な理由はわからない。しかし、1925(大正14)年1月には、県教育会主催の講演会「伊国政変と日本の現状」が開かれ、「一般聴衆」約800名が参加した。⁽²⁴⁾同年8月には日田郡教育会と、後藤新平らの通俗大学会が主催した「日田夏季大学」が開かれ、約1000名の聴講者を集めた。1926年になると、文部省は成人教育講座の全国的拡張を図り、60ヶ所で講座を開設した。大分県では大分高等商業学校に委嘱して、公民科、経済科、商工科、国際科の4講座を開設し、140名(延401名)の聴講者のうち88名(延192名)に修了証書が与えられている。聴講者のうち24名(17%)が学校職員であり、他は官公吏、会社員等であった。⁽²⁵⁾このような社会教育講座の新たな展開が、対象を学校教員等に絞った背景の一つであると推測できる。

このように、別府大学の聴講資格には、大別すると一般聴講を認める年と学校教員等に限定する年の、二種があるとみられる。そうすると、問題は④である。学校教員等を主たる対象としながら、「其ノ他」として一般参加をも認める記述となっているからである。そこで、聴講資格と聴講料規定を比較してみると、1924年のように資格を「教育者及関係者」と限定しながら県教育会会員には聴講料半額措置があったり、1928年のように対象を学校教員等としながら「一般聴講者には汽車賃割引の特典なし」という添え書きが加わっているなど、意味不明な年もあるが、学校教員等に限定した年以外は、基本的に県教育会会員には優遇措置がある。そうすると、聴講対象のあいまいな④の時期にも半額規定があり、一般聴講を認めていたと思われる。その意味では、②のような一部の年を除き、別府大学は基本的に一般聴講を認めていたと考えることができる。

しかし、その実態はどうであったであろうか。たとえば、一般の聴講を「歓迎」とした第10

回（1929年）の聴講実態は、聴講者202名（県内142名、県外60名）中、191名（94.6%）は小・中等学校教員であった。⁽²⁶⁾また、④の時期も、1933（昭和8）年の講座は、「本年の別府夏季大学は全く初等教育者を聴衆とする目的で」⁽²⁷⁾とあるように、講座が小学校教員を対象とすることが明確になっている。1934（昭和9）年の講座では、「教育者六百余名」⁽²⁸⁾の参加が記録されている。さらに、確認できる限り、1935、36、38、39年の聴講者には、教科書等を携帯する指示があった。つまり、④は事実上学校教員のための講座であり、その聴講者も彼等が大多数を占めたと考えられる。したがって、一般参加を認めてはいるが、その実態は②に近かったものと思われる。

④が実態上学校教員のための講座であったとすれば、②をあわせると学校教員等を対象とした年が多数となる。したがって、別府大学会は聴講資格の上からは一般聴講を認めているが、事実上ほぼ一貫して学校教員等を主たる聴講者としていたと考えることができる。

(2) 聴講目的

聴講目的は個人により多様であるが、講習会や夏期大学への参加目的について、断片的ながら次のような記述がある。

「従来行はれた各種の講習会夏期大学の類は、試験準備とか資格条件とか兎に角立身の便宜の為に利用せられる傾向が余り強過ぎた」⁽²⁹⁾

「之を以て、校長或は監督者に対する一種の自己粉飾策に供するもの、判り易く言ふならば、これに出席し、若くばその講習証を獲ることを以て、如何にも研究に熱心であるかの如く見せようとする。」⁽³⁰⁾

ここからは、講習会や夏期大学への参加目的が、自己修養や学力向上よりも、試験準備や資格条件取得、上進対策など、より現実的なところにあつたことを窺うことができる。

木崎夏期大学においては、1917（大正6）年から1935（昭和10）年までの19年間の受講者7,778名のうち、講習証書授与者が7,415名（95%）に達していた。⁽³¹⁾別府大学会の場合、現在判明している開設初期の第二回、第三回の授与者数は、それぞれ578名、659名であり、全聴講者数の69%、83%であった。それはいずれも一般聴講を求めた発足期の実態であり、その後聴講者数の減少にともない、その割合は高まったと推測される。

1907（明治40）年、小学校令の改正にともなう義務年限の延長によって、小学校教員の任用と学力の向上が緊急の課題となり、同年5月、文部省は「小学校正教員免許状授与申請ニ対スル調査標準」（1900年）を改定した。たとえば、小学校本科正教員については、「左ノ事項ニ該当シ小学校令施行規則第八條（改正規定）ノ学科目及程度ニ準シ相当ノ学力ヲ有シ特ニ理科、数学ニ関シ補修ノ経歴（学校又ハ公私設ノ講習等ニ出席セル者）アル者」⁽³²⁾とされ、「補修ノ経歴」が上位免許状取得の一要件となった。

1921（大正10）年には「調査標準」が再改定され、「履歴書記載上ノ注意」には、次のように記されている。⁽³³⁾

一、取調書甲号ニ添付スヘキ履歴書ノ学業欄中講習ニ関スル事項ハ尋常小学校本科正教

員又ハ小学校准教員免許状受領ノ後ニ於テ小学校本科正教員試験科目及其ノ程度以上ニ依リ補修シタルモノニ限り記載スルコト

二、取調書乙号ニ添付スヘキ履歴書ノ学業欄中講習ニ関スル事項ハ小学校准教員又ハ尋常小学校准教員免許状受領ノ後ニ於テ尋常小学校本科正教員試験科目及其ノ程度以上ニ依リ補修シタルモノニ限り記載スルコト

(中略)

四、学科補修ノ時数ハ年月数欄ニ各学科目別ニ記入スルコト

ここでは、現有免許状受領後の補修経歴を記載すること、希望する上位免許状の試験科目の程度以上の補修経歴を記すことなど、補修経歴の記載要件を厳密化した。また、第四項では最低標準時数が示され、講習時数には独習、個人教授、通信教授などは含まないものとされた。その結果、現職教員の講習会への需要はいつそう高まったものと思われる。

一方、聴講者のなかには中等教員資格取得のための「文検」受験の目的で参加した者もあったと思われる。1925（大正14）年頃の講習会には、次の5種があるとされる。

「講習会は少くともその内容を四種に分つことが出来る。一は特種の目的の下に行はるゝ官公設のもの、二は学力補充の意味に於けるもの、三は特種の新研究発表を目的とするもの、四は講師と講習員と互に討議研究の下に行はるもの。五は文検等の受験準備のためにするもの。」⁽³⁴⁾

五が「文検」受験目的であり、たとえば京都府教育会主催の「夏期学校」では「文検受験部」が開設され、準備教育が行われていた。⁽³⁵⁾

1921年の文部省令第14号による「教員検定ニ関スル規程」改正では、従来の受験資格要件が拡大され、小学校及び尋常小学校本科正教員に加えて小学校専科正教員、小学校准教員も受験が可能となった。⁽³⁶⁾このことは、小学校教員にも文検受験への希望を高める一因となったと思われる。この年の出願者は6559名であり、前年の4321名に比べ急増していることが、その証左である。近年の「文検」研究によれば、合格者の圧倒的多数は小学校教員時代に受験し、合格しており、「教職着任直後あるいはその後に受験を決意したのではないか」⁽³⁷⁾と推測されている。受験目的は必ずしも上昇志向ではなく、自己形成と教育学的素養の獲得にあったとされるが、いずれにしても「文検」受験目的の聴講者がいたであろうことは推察できる。

このように、別府大学の聴講目的は、試験準備や資格条件取得、上進対策など多様であるが、いずれも現職教員の資質向上と任用、昇格等の現実的目的を満たす側面があったといえることができる。

3. 講座内容の変遷と特徴

(1) 1924年の教育講座の設置

講座内容の変遷をみると、〈表2〉にみられるように、1924（大正13）年と1933（昭和8）年が節目となっていることがわかる。

<表2> 別府夏季大学講座一覧(1920~1942年)

年度	回数	聴講者数	講 師	講 義 内 容
1920	1	1100	山内繁雄(東高師教授) 和田大円(僧侶) 藤井健治郎(京大教授) 加藤玄智(東大講師) 志賀重昂 永井 潜(東大教授) 新村 出(京大教授)	進化論 神道論 倫理学 比較宗教学 日本を中心とする現代の世界地理 人種衛生論 文化東漸論
1921	2	841	渡邊鉄蔵(東大教授) 織田 万(京大教授) 荒川文六(九大教授) 桑木厳翼(東大教授)	経済思潮と経済政策の変遷 地方自治 電気の発生と伝送 最近哲学思潮
1922	3	796	吉野作造(東大教授) 深作安文(東大教授) 松波仁一郎(東大教授)	時事問題の学術的解説 新思想の研究 国旗に映する日米の比較研究
1923	4	569	厨川辰夫(京大教授) 福田徳三(東大教授) 大島正徳(東大助教授) 野上俊夫(東大教授) 牧野英一(東大教授)	文学概論 社会政策の根本概念と其の主要問題 現代哲学概観 道德概念の発達 法律の社会化
1924	5	497	大瀬甚太郎(東高師教授) 長谷川如是閑(東京市) 木村泰賢(東大教授) 綿貫哲雄(東高師教授) 吉田熊次(東大教授)	現代の教育思潮 法の意識と社会生活 主なる印度思想 社会組織 戦前教育思潮と思想問題
1925	6	393	菊池 寛(作家) 久留島武彦(文部省嘱託)	文芸論数題 少年団存立の意義
1926	7	267	春山作樹(東大教授) 成瀬 清(京大助教授)	教育の原理と其の活用 文芸概説
1927	8	250	紀平正美(学習院教授) 堀江 帰一(慶應大教授)	人格論 我国現時の国民経済
1928	9	226	入沢宗寿(東大助教授) 信夫淳平(早稲田大教授)	現代教育思潮 現代国際政局の由来と世界に於ける我国外交の地位
1929	10	202	石川千代松(東大教授) 和田富子(日本女子大教授) 赤坂清七(大阪毎日記者)	生物学から見たる人間社会 婦人から見た現代の社会問題 最近世界の大勢
1930	11	155	伊藤仁太郎(代議士) 佐々木秀一(東高師教授)	維新の鴻業 我国教育の将来
1931	12	156	小出清二(九大教授) 鹿子木員信(九大教授)	現代文化と農村生活 歴史哲学及日本精神発展の法則
1932	13	102	田沢義輔(大日本青年団理事) 千葉亀雄(東京日日新聞学芸部長)	政治教育 現代文化の諸相
1933	14	792	鈴木大拙(大谷大学教授) 秋田喜三郎(奈女高師訓導) 佐藤徳市(広高師訓導) 佐藤末吉(東高師訓導)	宗教の本質 国語教育の新傾向と其の指導 形象の読方教育新機構
1934	15	550	紀平正美(文学博士) 田中豊太郎(東高師訓導)	教材の特質と生活意欲に立つ読方指導の実際 日本の教育原理 綴方教育の本質と実際上の諸問題
1935	16	716	垣内松三(東高師教授) 川島次郎(東高師訓導) 藤岡継平(文部省) 蘆田 均(衆議院議員) 平泉 澄(文学博士)	綴方教育の理論と実際 我国修身科の特質と其の実際 時代と人文 国際事情 日本人の道
1936	17		倉橋惣三(東女高師教授) 柿崎兵部(女子学習院教授)	児童生活の心理と教育 新算術書編纂の精神と取扱
1937	18		由良哲次(東高師教授) 神戸伊三郎(奈女高師教授)	現代教育思潮の考察 理科教育の新傾向と其の実際
1938	19		戸田正三(京大教授) 加藤虎之亮(武蔵高校教授) 清水甚吾(奈女高師訓導)	吾が風土と吾等の衣食住 支那文化の両面 体験に基づく新算術書活用の実際
1939	20		近藤寿治(文部省図書局長) 堀 七蔵(東京女高師教授)	日本教育の根拠と方法 国民学校案と科学教育
1940	21		河野三通士 安東寿郎	世界最新の情勢を解説解剖し日本の立場に及ぶ 新算術編纂の指導精神と其の実際指導について
1941	22		大沢 章(九大教授) 中野恭一(広高師訓導)	国際秩序の再建と文化の問題 国民学校理科教育
1942	23		三田村一郎(九大教授) 佐藤保太郎(東高師教授)	大東亜共栄圏と南方経済 時局と国民科地理教育の使命

注 1. 『大分県教育雑誌』『大分県教育』『教育週報』などにより作成。

2. 肩書きは注 1 資料に掲載されたものである。

3. 聴講者数は、1936 年以降は不明である。また、年度により会員数、出席者数等、統計基礎に差異があるが、そのままにした。

1924年、はじめて教育学者・大瀬甚太郎が講師として「現代の教育思潮」を講じ、教育講座が開かれている。それ以降、吉田熊次、春山作樹、入澤宗寿ら著名な教育学者を招き、教育学説や教育思潮、教科教育の諸問題などに関わる教育講座が設置されている。発足から4年間は、人文科学、社会科学を中心に、時には自然科学系の内容などを取り上げ、教育関係の講座がみられなかった。それは、夏期大学が社会教育講座としての役割を優先した結果であると思われる。しかし1924年以後、ほぼ一貫して教育講座が開設されており、この点で別府大学は教育講座としての色彩が強かったとみることができる。

1924年以降1942（昭和17）年までの19年中、1927（昭和2）、1929（昭和4）、1931（昭和6）、1932（昭和7）年の4カ年を除き、15年間（約80%）、教育講座が設置されていた。1924年の教育講座の設置は、聴講対象が学校教員等に限定された年であったことにみられるように、聴講対象と関連があると考えられる。1924年以降の教育講座が開かれなかった4カ年の聴講者資格をみると、①1927年：記載なし、②1929年：一般聴講歓迎、③1931年：一般聴講歓迎、④1932年：学校教員等その他、となっている。①は聴講料半額の記載がない点では対象を学校教員等に限定しているともみられ、「人格論」も教育論の範疇に入ると考えることもできるが、なぜ聴講対象の記載がないかはわからない。一般聴講を歓迎した②③は、教育以外の講座が設置されている。④は、学校教員等を主たる対象としたにもかかわらず、講演題目には「現代文化の諸相」、「宗教の本質」など、「今回は、特に教育臭の比較的薄いものを選ん」⁽³⁸⁾でいる。その意図は不明であるが、結果として聴講者102名という開設以来の低調を招いている。

このようにみえてくると、教育講座の設置以降、①④のような不明な年を除き、別府大学では原則的に講座内容と聴講対象は一致していたとみることができる。つまり、教育講座が設置された年は対象を学校教員等を主体とし、一般聴講を「歓迎」した時には、教育以外の講座を開いている。したがって、発足期を除き、約80%の年で教育講座が開かれたことは、別府大学が実質的に学校教員を対象とした講座であったことを示していると考えられることができる。

(2) 1933年の講座改革

教員の任用、昇格をめざす者にとっては夏期大学への参加目的の一つが講習証書の取得にあったが、<表3>をみると、検定合格率は別府大学開設時の67%が、年々減少し、1927年から1930（昭和5）年は最低であった。このことは、別府大学への教員参加の動機の一つとなっていた講習証書の取得があまり意味をもたなくなっていたことを示しており、聴講者が減少するのも当然であった。この傾向は、「文

<表3>

大分県小学校教員検定合格率・
文検合格率(1920年～1938年)

年 度	大分県検 定合格率	文検 合格率
1920年	66.6	13.4
1921	45.5	10.7
1922	36.9	10.7
1923	31.9	8.5
1924	25.4	8.7
1925	23.2	7.7
1926	23.0	6.8
1927	16.0	8.6
1928	20.6	5.6
1929	16.4	7.6
1930	16.2	7.8
1931	24.1	7.6
1932	38.4	7.8
1933	34.4	8.5
1934	28.5	8.0
1935	34.7	9.3
1936	30.4	8.8
1937	15.3	9.7
1938	33.7	10.3

注 1. 大分県教員検定合格率は『大分県統計書』による
2. 文検合格率は寺崎昌男他著『「文検」の研究』（学文社、p.264）による

検」の場合も同様であった。

また、別府大学会が一種のマンネリになっていたことも要因の一つに考えられる。『大分県教育』第575号「巻頭言」には、発足当初から「雄々しいスタート」をきったが、「之等入湯的聴講生は、高遠な哲理、専門の学理の咀嚼に苦しみ、且つ年と共に此の種の企が各地で行はるゝに及んで、そろへ倦怠を覚えはじめたものか、如何に一般民衆向の講演題目を選び、大家の講師を招聘しても、聴講者は漸次影を潜め、炎暑を物ともせぬ真摯な研究心に燃えてゐる者のみが踏み留まることになった。そして残れる大部分は我が初等教育者であった。」⁽³⁹⁾とある。回数を重ねることに「倦怠」が生まれ、興味本位の聴講生が減少し、初等教育者が残ったというのである。

このような別府大学会をとりまく状況の変化をふまえ、1933（昭和8）年には講座内容の大きな改革が試みられた。

「本大学会は、申すまでもなく、民衆文化の向上発展を図るを主眼とするが故に、講演題目も、現代文化と農村生活とか、政治教育とか、現代文化の諸相とか、宗教の本質とかの如きものを選び、夫々斯道の大家を招聘することが毎年の例であります。

然しながら、本年は特に学校教職員の為め、我が国初等国語教育界の第一人者たる上記三先生を煩して現下の国語教育重要問題に関し、大講習会を開催することに致しました。

◇（中略）今回の如く我が国初等国語教育界の三明星を、同時に講師として現代の国語教育道を聴くことは、決して容易の業ではなく、本会としては正に最近の一大努力であります。」⁽⁴⁰⁾

つまり、1933年の講座改革の特徴は、はじめて教科教育を取り上げ、訓導が講師となったことである。東京高等師範学校附属小学校の佐藤末吉は、読み方教育実践において知られた訓導であった。広島高等師範学校附属小学校の佐藤徳市は、『生命の読方教育』（1926年）や『形象の読方教育』（1931年）などを著していた。また、奈良女子高等師範学校附属小学校の秋田喜三郎は、『創作的読方教授』などを著した著名な実践家であった。当時気鋭の国語教育実践家が一同に集合し、講演することは、きわめて希なことであった。訓導の招聘は、第1回の成城学園・佐藤武の例があるが、あくまで科外講演であり、正規の講座ではなかった。訓導が正規の講師となったことは、明らかに小学校教員を対象とすることを明確化した点で、講座の質の転換を意味した。結果的に聴講者数は8倍近い伸びを示しており、会は成功を収めた。

このような講座内容変更の背景には、高遠な学理を説く講習会よりもより实际的、実践的な講習会への志向があったものと思われる。『大分県教育』第572号の巻頭言の筆者は、近年の講習会の「注目すべき最近の傾向としては講師の人選であって、単に高遠なる学理を説く専門の学者を聘するの風が漸く減じ、権威ある実際教育家の説に聴かんとするの風が顕著となって来た事実」を是認し、

「今夏泉都に開かれる別府夏季大学会の国語講習等は最も時宜に適した催であると思はれる。元来大学等の名称に拘泥し、時勢の推移にも無関心な会もあるのに、此際総ての伝統を潔く脱ぎ捨て、敢て此企をなした当事者の英断を多とせねばならぬ」⁽⁴¹⁾

と指摘していた。

同時に、国語教育講座開設の背景には、大分県における国語教育の高揚がある。1932（昭和7）年に「読方教育研究会」が、翌1933年には「綴方教育研究会」が相次いで発足し、世相戦時色が強まるなか、国語教育の実践研究が盛んとなった。読方教育研究会以上に組織化されていた綴方教育研究会は、県師附小が主催し、県下各小学校1名以上の正会員とそれ以外の一般会員により組織され、会費を徴収し、県下小学校との連絡、共同による研究体制を構築していたのである。正会員は、「専ら実際教育の研究、研究論文の執筆、研究会当日の意見交換」を担当した。⁽⁴²⁾ この両研究会の発足にみられるように、大分県の国語教育界においては、1932、33年頃を中心に研究熱の高揚があったことが確認できる。

1933年以降、別府大学では、次のような特徴がみられた。その一は、講演内容がそれまで以上に広く県下に周知されたことである。その手段には、『大分県教育』、『講演集』などが用いられた。⁽⁴³⁾ その二は、以後教育実践に関わる講師と講座が続いたことである。形象の読方教育の垣内松三、児童教育の倉橋惣三、理科教育の神戸伊三郎、算術教育の清水甚吾などの著名人が講師となった。その三は、教科書等の持参が指示された講座があったことである。第16回大学（1935年）の藤岡継平（文部省図書監修官）の講座「時代と人文」では「小学国史教師用書ヲ携帯セラルベシ」、17回では「尋常小学算術新教科書 児童用教師用全部携帯ノコト」、19回では「新算術書 児童用教師用携帯ノコト」、20回では「『国体ノ本義』ヲ精読シ当日持参セラレタシ。又近藤寿治氏著『日本教育学』ノ第三章、第四章ヲ一読シ置クコト」⁽⁴⁴⁾ が指示された。

このように、1933年における国語教育関係講座の開設は、従前の教養講座的内容を修正し、より实际的で実践的な内容を取り上げたところに特徴がある。つまり、県内初等教育者の教育実践や教育理論、教育課題など、小学校教員の教育的力量形成に直接つながるような内容と方法が取り入れられていた。木崎夏期大学においては、講座内容に実践的なものがなく、訓導が講師となっておらず、その点で別府大学とは主要な相違があった。

しかし、この時期は「其ノ他」として一般の参加を認めていた時期でもあり、その配慮もうかがうことができる。講座内容をみると、1933年以降、教育講座は毎年設置される一方、それ以外の講座が設置される年もあった。たとえば、1935（昭和10）年には、蘆田均「国際事情」、平泉澄「日本人の道」などが加わっているが、それは4月11日の県教育会の「幹事会評議員会支部長会」で、別府大学について「本年は、教育者側から観ても一般民衆から観ても適切有益である講習会にしたい為めに、講習種目並講師の人選には特に留意したのであるが、幸にして左記の通決定した。」⁽⁴⁵⁾ ことの反映であると考えられる。

おわりに

別府大学は教員講習会と「合同」して発足したという過程を有し、その運営も、実質的に県教育会が担った。第二回からは事務所も県教育会内に置かれた。しかも、県教育会会員は聴講料が半額とされ、汽車賃の割引があった。また、聴講資格においては一般の参加を認めてはいるが、事実上小学校教員を主たる対象にしており、修了者には講習証書が授与された。つまり、別府大学は社会

教育講座とはいえ、実質的に学校教員が運営する学校教員のための講座としての色彩が強かった。

講座内容としては、1924（大正13）年以降、教育講座が設置された。それは、当然のことながら学校教員の参加を前提とした講座設定であった。とくに1933（昭和8）年からは著名な訓導を招き、国語をはじめとして諸教科の教育実践や教育理論などに関わる講座がもたれるようになった。なかには、改訂教科書を持参して学習が行われ、また講演内容が地方新聞や教育雑誌、講演集などにより周知されたりした。

以上のことから、別府大学会は社会教育講座としての側面をもちつつ、実質的に現職教員研修機関として機能していたと判断することができる。とくに、現職教員に焦点化した1933年の講座改革は、従来の教養講座的性格から転換し、より実践的で実効ある講座となったことを意味する。そして、その機能の強化が衰退傾向にあった別府大学会の継続の主因になっていると思われる。木崎、別府という東西の代表的夏期大学が現職教員研修機関としての性格を有したとすれば、従来実態や性格が明らかでなかった夏期大学の解明に有力な視点を与えることになるが、同時にその相違点にも注目しなければならない。たとえば、木崎夏期大学においては、講座内容に実践的なものがなく、訓導が講師となっていないことが、別府大学会との主要な相違点の一つであった。先行研究では、木崎夏期大学を「教養主義の教育機関」とみているが、別府大学会の講義内容は単なる知識の修得にとどまらず、教師の日常実践や教育研究に反映する可能性を有していたと考えられる。⁽⁴⁾ そうだとすれば、別府大学会を教養主義の教育機関と位置づけることはむしろかしいことになる。この点で、宮坂氏の指摘した現職教員研修機関としての機能と教養主義の教育機関という位置づけは、個々の夏期大学の実態に応じてさらに検討を要すると思われる。また、教員現職研修史研究においても、夏期大学などの社会教育分野における研修などをも研究視野に入れる必要があると思われる。なぜなら、戦前期の小学校教員は単に学校という組織の一員であるだけでなく、学問教養また日常生活等における地域の指導者としての役割をも担っており、社会教育関係講座等への参加が少なくなかったからである。

今後、その現職教育機能は地方教育会が関与した他の夏期大学にも共通するものなのかどうか、夏期大学がなぜそのような性格を担うようになったのか、そのことが社会教育や学校教育にいかなる意義をもつのか、など引き続き考察しなければならないと考える。

〈注〉

- (1) 「夏期大学は予の Patent」『福岡日日新聞』、1925年8月24日、後藤新平発言による。
- (2) 『沿革 信濃木崎夏期大学』、北安曇郡教育会、1936年、6頁。
- (3) 北安曇教育会編『信濃木崎夏期大学物語』、信濃教育会出版部、1978年、287-304頁。前掲、『沿革 信濃木崎夏期大学』、26頁。
- (4) 創設時の実態については、拙稿「大正期の北分県における夏期大学の創設」『九州教育学会研究紀要』第29巻、2001年、を参照されたい。なお、別府大学会先行研究には、首藤敬太他編『大

分県教育会史』、大分県教育団体維持財団,1969年,283-289頁、大分県教育百年史編集事務局編『大分県教育百年史 第一巻 通史編(1)』、大分県教育委員会,1976年,882-886頁、などがある。

- (5) 夏期大学研究には、中島純「信濃木崎夏期大学の思想と社会的基盤」『日本の社会教育』第42集,1998年、手打明敏「信濃木崎夏期大学創設と教育改革論」『筑波大学教育学系論集』第25巻第2号,2001年、手打明敏「大正末・山梨県下における『大学普及』活動に関する研究」『淑徳大学研究紀要』第14号,1980年、上田幸夫「峡中夏期大学の研究序説」『東洋大学文学部紀要』第43集教育学科・教職課程編,1989年、などがある。
- (6) 宮坂広作著『近代日本社会教育史の研究』、法政大学出版局,1968年,85頁。
- (7) 佐竹道盛「大正期における教員現職教育の諸問題」『北海道教育大学紀要 第一部C 教育科学編 第31巻第2号,1981年,などの一連の研究、佐藤幹男著『近代日本教員現職研修史研究』、風間書房,1999年、などがある。
- (8) 『大分県教育雑誌』第417号,1920年5月1日,36頁。『大分県教育雑誌』第418号,1920年7月1日,23頁。
- (9) 『大分県教育』第468号,1924年10月1日,65頁。
- (10) 『大分県教育雑誌』第400号,1918年6月1日,後付。
- (11) 『大分県教育雑誌』第413号,1919年7月1日,前付。
- (12) 『資料 臨時教育会議』第一集,文部省,1979年,147頁。
- (13) 『資料 臨時教育会議』第五集,文部省,1979年,359.361頁。
- (14) 同上書,340頁。
- (15) 『地方通俗教育施設状況』,文部省普通学務局,1916年,2頁。
- (16) 『大分県教育雑誌』第350号,1914年4月1日,会報1頁。
- (17) 前掲,『資料 臨時教育会議』第一集,89頁。
- (18) 前掲,『大分県教育雑誌』第400号,49頁。
- (19) 「大分新聞」1920年6月1日,1面。
- (20) 「通俗大学会会員規約」には、次のように記されている。(後藤新平著『日本膨張論』《通俗大学文庫第三巻》,1916年,後付)
第一 本会ノ目的ハ広キ意義ニ於ケル国民教育ノ一助タランコトヲ期シ、古今東西ニ渉ル諸科ノ智識ヲ最モ容易ニ社会ノ各階級ニ普及セシメ併セテ世界的時事問題ニ関スル論評ヲ紹介セントスルニアリ
第二 本会ハ前項ノ目的ヲ達センガ為メ各専門家ノ執筆ヲ請ヒ「通俗大学文庫」ト題スル冊子ヲ毎月刊行ス
(中略)
第五 多数ノ会員ヲ有スル地方ノ有志ニシテ講演会ヲ催サントシ本会亦ソノ必要ヲ認メタル場合本会ハソノ地方ニ於テ講演会ヲ開催スルコトアルヘシ

- (21) 横尾視学官は、第一回別府大学会が「本県の文化運動に多大の貢献をなしたる」と評価し、1921年度も教育会事業として「夏期大学を充分なる組織の下に開設全国斯種大学中の優良なるものと為す事」と、更なる発展を期すことをあげていた。（「大分新聞」, 1921年1月1日, 19面）尚、横尾は東京高師英語部卒、高文試験合格、県視学官時代に教育へのボス支配排除のため県教育会長選挙において辞退し、師範学校長を当選させた経歴をもつ。（横尾惣三郎『わが半生を顧みて』, 農民講道館出版部, 1958年）
- (22) 『大分県教育雑誌』第420号, 1920年9月10日, 35頁。
- (23) 『大分県教育』第533号, 1930年3月1日, 100頁。
- (24) 『大分県教育』第473号, 1925年3月1日, 55頁。
- (25) 『大正十五年度 成人教育講座実施概要』（文部省普通学務局, 1927年）による。
- (26) 『大分県教育』第527号, 1929年9月1日, 67頁。
- (27) 『大分県教育』第575号, 1933年9月1日, 1頁。
- (28) 『新教育』（大分県師範学校附小教育研究会）第22巻第129号, 1934年9月11日, 85頁。
- (29) 文部省普通学務局著『成人教育』, 宝文館, 1926年, 111-112頁。
- (30) 『教育週報』第214号, 1929年6月22日, 12頁。
- (31) 前掲, 『沿革 信濃木崎夏期大学』, 25頁。なお、「信濃木崎夏期大学々則」（1928年）には「第十一條 本大学修了者ニハ修了證書ヲ授与ス」（同書4頁）と、証書証行が規定されている。
- (32) 「小学校正教員免許状授与申請調査標準並申請方」（1907年5月3日, 未発普第146号）『文部省例規類纂』, 帝国地方行政学会, 1924年, 607頁。
- (33) 「小学校教員免許状授与調査標準及報告方」（1921年8月13日, 発普320号）, 『文部省例規類纂』, 帝国地方行政学会, 1924年, 1054頁。
- (34) 『教育週報』第11号, 1925年8月1日, 1頁。
- (35) 『教育週報』第56号, 1926年6月12日, 6頁。
- (36) 『文部時報』第33号, 1921年3月21日, 2頁。
- (37) 寺崎昌男他編『「文検」の研究』, 学文社, 1997年, 202頁。
- (38) 『大分県教育』第561号, 1932年7月1日, 108頁。
- (39) 前掲, 『大分県教育』第575号, 1頁。
- (40) 『大分県教育』第573号, 1933年7月1日, 後付（第14回広告）。
- (41) 『大分県教育』第572号, 1933年6月1日, 1頁。
- (42) 『新教育』第19巻第112号, 1933年4月16日, 96-98頁。
- (43) 『大分県教育』第575号（1933年9月1日, 2-37頁、秋田喜三郎の講演掲載）、『第15回 別府夏季大学会講演集』（『大分県教育』第593号, 1935年3月1日, 46頁）など。ただし、このような講演内容は、「大分新聞」には従前記載されていた。また、宇佐郡明治小学校の「研究会規定」（1928年制定）に、「他校参観出張講習会ノ要領所感ヲ随時報告研究ス」（「学校一覽」《明治尋

常高等小学校》『昭和三年 教育予定案宇佐郡教育課』（大分県公文書館所蔵番号1995040033）と定められていたことにみられるように、夏期大学の内容は随時聴講者により各小学校で報告が行われたものと思われる。

- (44) 『大分県教育』第597号（1935年7月1日）、『大分県教育』第609号（1936年7月1日）、『大分県教育』第633号（1938年7月1日）、『大分県教育』第645号（1939年7月1日）後付による。
- (45) 「幹事会評議員会支部長会案」（1935年4月11日開催）『昭和九年一月以降 大分県教育会評議員会関係書類』（筆者蔵）。
- (46) 附小訓導・佐藤巖は、夏季大学の前後に発表した附小の形象の読方教育紹介のなかで、文意の直観、文意と節意の吟味、表現の妙味を味わうことなどをあげており、佐藤徳市らの読方教育実践の影響をみることができる。（「本校発表形象の読方教育の影響（三）」『新教育』第20巻第118号,1933年10月1日,45～51頁）国語教育への関心の高まりが3講師の招聘につながり、その招聘が附属と県下小学校で組織した読方、綴方研究会などを通して、新たな実践研究の展開につながったと考えられる。

A study on the In-service Training in 'Beppu Kaki Daigakukai'

Yuji MATSUMOTO

More than a hundred of Kaki Daigaku was established as the social education course for a citizen in the Taisho Era. Shinano Kasaki Kaki Daigaku established in 1917 was the forerunner of Kaki Daigaku in Japan. Beppu Kaki Daigakukai was instituted as the social education course for the citizen in 1920, which provided a higher and more systematic education for them. It was continued until 1942, and became a prominent Kaki Daigakukai in Western Japan.

Originally, Beppu Kaki Daigakukai, which had a function as the social education course, was instituted jointly with a teacher-training course, and they had been managed by Oita Prefectural Educational Party. Its office was also established in Oita Prefectural Educational Party. As a result, Beppu Kaki Daigakukai had possessed both functions as the social education course and as the teacher-training course. These functions had changed with the change of social situation. Though attending at a lecture was opened to citizens, the main subject of the lecture was a teacher of an elementally school. The participants who completed the course received a certificate. The certificate was effective in passing a state examination for the teacher's license and in promotion.

The reform of Beppu Kaki Daigakukai, which was carried in 1933 focused on incumbents, had formed the practical course for the teachers. For example, their courses were Japanese language education, morality education, arithmetic education, and so on. As the result, participants increased from about 150 to 800, though there were signs of the approach of war against China. These courses were continued until 1942.

As mentioned, Beppu Kaki Daigakukai was superficially open to citizens, but it was actually only for teachers. I have come to the conclusion that Beppu Kaki Daigakukai actually possessed the function as the organ of the teacher's in-service training in spite of the official purpose as the social education course for citizens.